

【発言】

全労連は、2020年6月26日付け事務連絡 18-19-399「全労連第30回定期大会の準備について（追加の連絡）」において、議論を保障するため事前配布議案に関する意見を求め、さらに大会直前の幹事会までと期日も定めた。

神奈川労連は、四役会議や幹事会等において事前配布議案等の議論を行い、意見をまとめ「意見書」として提出した。

しかしながら、時間を要してまとめた意見書は全労連幹事会で十分な議論はされず、出席者に配付もされなかった。

「議論を保障する」とは、事前の意見を議案に反映することによって、大会討論の時間も含めて運営に協力することも含まれていると理解している。しかし、事前に届けた意見書が反映されないのであれば、なぜあえて「議論を保障する」とまで言いつつ、意見を求めたのか。

このような運営は、民社的運営、組織の信頼を失うものと考えている。

神奈川労連は、真摯に議論した幹事会の意見、集団議論の決定を実行する立場から大会討論に反映させる。

よって、意見書内容を次のようにとりまとめ文書発言とする。

【意見内容】

全労連第30回定期大会・運動方針案への意見書

2020.7.4 神奈川労連幹事会

1. 全体にかかわる意見

(1) アメリカの財界・政府言いなりへの言及

「はじめに」や「情勢」などにおいて、新型コロナによって新自由主義政策の誤りが明らかになったとの指摘はその通りです。同時に、社会・経済に脆弱性をもたらし、労働者・国民を苦しめている新自由主義の政策、とりわけ労働規制をはじめ様々な規制緩和のほとんどが、アメリカの財界の意向を受け、米政府の言いなりに日本政府が実行してきたことを、きちんと指摘し闘いの方針を確立することは重要であると考えます。日本の政府・財界だけを対象とした運動では、不十分と考えます。

新しい社会・経済のあり方を展望するうえで、アメリカ言いなりの戦後政治のあり方を変えることは不可欠です。沖縄県民をはじめとした国民に被害をもたらす米軍基地撤去や、財政確保のための辺野古新基地中止、兵器爆買いストップの観点からも重要であり、憲法に基づく日本の社会・経済を実現するうえで避けて通れない課題です。

新型コロナによって、矛盾も明白になってくるなかで、改めて日米安保条約に基づく従属的な関係を正し、安保廃棄の運動提起も必要になっていると考えます。

(2) 根本的な転換をめざす方針の確立

社会・経済のあり方が大きく変化するなかで、ナショナルセンターとして根本的な転換をめざす、大きな構えの方針を確立することが必要と考えます。

「運動の基調」や「各課題の重点」における提起は、基本的にはこれまでの方針を引き継ぎ、それ自体に問題があるとは思いません。しかし、「これからの社会や経済がどうなっていくのか」について、多くの労働者・国民が不安を持ち、模索をしているなかで、これまでも根本的な転換による新しい社会・経済のあり方を提起してきた全労連が、今こそ大胆に大きな展望を労働者・国民に示し、展望に

ふさわしい運動を提起すべきではないでしょうか。

組合員・職場の実態とかみ合うかという課題もありますが、労働者・職場の困難さは現場の対応だけでは解決できないのも現実です。職場の仲間が希望を持てる旗を掲げる必要がと考えると考えます。

(3) 新たな労働運動への挑戦

「はじめに」の②において、「終息後の社会」と記述され、全体の基調もコロナが終息する前提で方針が示されているように感じますが、早期終息が見通せるかは疑問です。今後2年の情勢のとらえ方・方針の立て方において、一定期間（早くとも来春闘まで）は新型コロナの影響があることを想定する必要があると考えます。

すでに職場や全労連・産別・地方など各組織において、新たな労働運動の様々な挑戦・模索がとりくまれ、課題はありつつも新たな可能性も生まれています。当然、感染状況によって従来通りの運動も進めつつ、切り拓いてきた新たな労働運動をもっと積極的に打ち出し、実践していくことが重要だと考えます。「職場などの日常活動」でも、「運動」「組織」でもネットやSNSの活用を位置づけることが重要だと考えます。また、地方組織として手本となるようなとりくみを全労連に期待します。

(4) 公務・公共労働の位置づけととりくみ

運動の基調(2)で、「新型コロナウイルス感染拡大で明らかになった『公務・公共サービス』の後退を転換させ」との記述がありますが、具体化としては、各課題の重点4(7)「公務労働者の労働基本権の確立」だけであり、下記の点に基づく補強が必要と考えます。

i) 公務員バッシングが続くなか、国民・市民と労働組合との連帯をつくために労働組合が地域に打って出る、あるいは公務・公共サービス充実が、国民・市民の安全と安心をつくる重要な課題であることを発信する(SNSも含め)とりくみが必要です。

ii) 自治体戦略2040との関連を明確にし、公務・公共サービス重要性を打ち出す必要があります。

iii) 公務員削減が推し進められれば、全労連の組織にとっても重大な影響がでます。組織の面からの位置づけも深める必要があります。

iv) 公務労働者が地域に打って出る活動を活性化させることができれば、公務労働組合にとっても全労連の運動と組織にとっても大きな前進をつくることができると考えます。

2. 構成にかかわる意見

「運動の基調」の後に、「各課題の重点」が記述されていますが、「課題」の順番も含め整合性が欠けていると感じます。「運動の基調」の具体的展開として「各課題の重点」を提起する方が、各組織・組合員にとっても、よりわかりやすいと考えます。

3. 個別部分にかかわる意見

(1)「総括」において、新型コロナへの運動と成果・課題を明らかにすべきと考えます。情勢の8に若干触れられていますが、今後の運動においてもコロナ対応は当面重要課題になることから明記し、全体で共有し、確信にすべきと考えます。

(2)「情勢」の5において、最賃抑制の主張に対する反論が記述され、それ自体は正しいと思います。同時に、労働相談で明らかなのは、低水準の最低賃金のために貯蓄ができない低賃金で働かされ、休業が即生活困難に陥る実態です。社会的安定の確保や危機への備えのためにも、一定の貯蓄ができる最低賃金水準が全労働者にとって必要であるとの論理展開が必要と感じます。

(3)「各課題の重点」の1(1)組織強化において、「総括」(7)で指摘されている、職場組合員の行

動参加を実現するための具体的な提起がありません。補強し提起することを求めます。

(4)「各課題の重点」の1(3) 争議支援等③において、労働委員会の活用が提起されています。その通りですが、職場においては何が不当労にあたるのかわからないなどの実態があり、使用者から攻撃を受けている例もあります。「制度の学習」だけでなく「何が不当労にあたるのか」といった学習も必要と考えます。

(5)「各課題の重点」の1(5) 共済・福祉活動において、労働金庫のとりくみを位置づけることを求めます。新型コロナの影響により賃金やとりわけ一時金への影響が懸念されます。当然に労働組合としては要求を掲げて闘いますが、経営状況からやむなく削減を受け入れる職場もあります。その際に、組合員の生活を守る一つとして労働金庫を活用することが大事になると考えます。また、生活難からカードローンを利用する組合員も増えることが予測され、高い金利によって生活が脅かされる危険から組合員を守る点でも活用が重要です。

※2年前にも同趣旨の意見書を提出しています。

(6)「各課題の重点」の3の国民春闘について。ナショナルセンターとして、広大な未組織も含めた全労働者を視野に入れた国民春闘とする具体的な行動提起をすべきと考えます。組織労働者だけの春闘では影響が限られます。実質賃金を引き上げていくためにも、未組織労働者を巻き込んだ運動の展開が必要と考えます。

(7)「各課題の重点」の3(2) 公契約適正化については、具体的な運動提起がありません。多くを提起する必要はないと思いますが、ポイントとなる行動を示すべきと考えます。

(8)「各課題の重点」の4(1)③休業手当について、労基法26条の「少なくとも6割以上」を大きく改善させることが必要と考えます(例えば8割以上など)。また、雇調金上限を改善させた成果に基づき、失業手当の上限引き上げや抜本的な制度改善を求めるとりくみが必要であり、運動によって実現可能であると考えます。

(9)「各課題の重点」の4(4)⑤派遣について、労働者派遣法の廃止に踏み込む必要があると考えます。

(10)「各課題の重点」の4(4)⑦にかかわって。フリーランスを労働者保護制度の対象とすることを明確に打ち出す必要があると考えます。新型コロナ対策は労働法規の枠組みを越える制度の緩和拡充が行われましたが、フリーランス(個人事業主)は救済や支援の対象外とされています。一方で、雇用保険のコロナ休業給付金は雇用保険未加入者、未加入事業所であっても、労災加入であれば支給対象としています。つまり個人事業主であっても救済の道が開かれており、こうしたことを突破口に制度拡充を求める必要があります。

(11)「各課題の重点」の5(1)にかかわって。税制学習の強化が必要と考えます。源泉徴収による税徴収が労働者の納税意識を低下させています。賃金の4分の1近くが徴税されているなか、税・社会保障闘争を強化するため労働者視点での学習強化が求められています。賃金と国庫負担、大企業優遇税制の見直しを一体のものとした学習教材の作成や宣伝資材が必要です。重点にするのは、春闘方針でも示されていた内部留保に課税して社会還元であり、具体化が必要と考えます。

(12) 「各課題の重点」の5「社会保障」にかかわって。新型コロナの政府対応の追及は現行制度の拡大、新たな施策など成果を作り出しました。そのなかでも非正規雇用労働者の加入が増加している国保に傷病手当金の支給を具体化させたことは大きな成果です。コロナ限定の枠組みではありますが、さらに拡充している自治体もあります。国保の労働者要求を政策要求とする必要があると考えます。社会保険料は事業所規模にかかわらず一律としている現行制度を見直すことを政策要求として掲げることを求めます。2014年、小規模企業振興基本法制定の際、参議院では「中小零細事業者の社会保険負担軽減に効果的な支援策を講ずる」との付帯決議がされています。全国健康保険協会（協会けんぽ）に対する国庫補助率を16.4%（現行）から20%（本則）に引き上げも求める必要があると考えます。

(13) 「各課題の重点」の7(1)と(4)。地球温暖化とエネルギー転換は密接な関係があり、統一した項目で提起すべきではないでしょうか。そのうえで、24時間型社会からの転換を、労働者の健康確保の観点も踏まえて提起すべきと考えます。

(14) 最賃闘争にかかわって（アクションプランも含め）。全国一律を求める際に憲法と最賃法に反している現行制度を厳しく追及する必要があると考えます。また、最賃額算出の「5つのゴマカシ」の解消について、改めて追及し不当性を明らかにし、世論化することが必要と考えます。

以上